

組合案での合意不可欠

ハラスメントから目を背け続ける協会

日本新聞協会事務局幹部らによる組合役員への組織的ハラスメント・不当労働行為事件は、東京都労働委員会での和解協議が極めて重要な局面を迎えている。当事者への二次加害などを含む協会のハラスメントに当たる言動について、組合は早期の適切と言える收拾のため、苦渋の決断の末、譲歩を重ねているが、協会事務局幹部らの対応からは、自身の言動の問題と誠実に向き合う姿勢が見えない。そればかりか、



日本プレスセンタービル前で社前行動をする支援者ら

清算条項の文言調整に固執し、問題をなかったことにするかのような態度が見え、事態はさらに深刻化していると言える。和解協定にどのような清算条項を盛り込むことを協会が望んだとしても、事務局幹部らが二次加害や三次加害を含むハラスメントに及んだ事実は消えない。被害当事者や支援する組合員らに及ぼした悪影響を消し去ることはできず、それらは今後も残っていく。これ以上取り返しのつかない事態となる前に、事務局幹部らが人権を尊重した対応にかじを切る必要がある。

都労委は3月30日、協会事件を巡り第12回調査を実施した。組合は、協会がハラスメント、二次加害に関わる文言について、組合側の度重なる譲歩にもかかわらず「応じない」としていることを踏まえ、調査に先立ちさらなる譲歩案を提出。協会の意向を踏まえハラスメントという文言を含めず、「人格や尊厳に配慮を欠いた言動により、個人を傷つけたことについて謝罪するとともに、団体交渉において、協会側出席者が『そういう言い方ばかりしてるから、われわれは言葉遣いがいかななものかと相談したのだ』と述べて他の協会側出席者がその発言を制止も注意もしなかったことについて遺憾の意を表する」としていた。

第12回調査では、都労委から協会に対し、組合の譲歩案に応じられるのかどうか意向が確認されたが、協会の意向はなおも「応じない」というものだった。都労委によると、協会は応じられない理由として、協会のハラスメント防止規程で、ハラスメントの定義として「相手の人格や尊厳を侵害する言動」の文言が記載されていることに言及しているとのことだった。組合は被害当事者の精神的な補償につながるかどうかとの観点で、現状の組合案がぎりぎりの表現に当たると考えている。協会がさらなる修正案を検討することや救済命令に向けて移行する可能性への考えを都労委から尋ねられ、組合は現状の組合案に代わる文言は思い当たらない旨、都労委に説明。さらに、組合案は、協会側への懲戒処分を求める

ことまではしないという趣旨を含むものだと述べた。協会の同規程では、ハラスメントを行った従業員等に対し懲戒処分を行うことができると定められている。

齋藤甫書記長は譲歩について、これ以上の問題の深刻化を防ぐためだとし、協会がなおも組合案に応じなければ「被害者にとっても、組合にとっても、新聞協会全体、新聞界全体にも、暗い影を落とすことにつながりかねない」との危機感を述べた。組合案に応じるよう協会に求める組合員から寄せられた「当事者への謝罪を拒否し続けることは『個人（組合）攻撃を容認する』との誤ったメッセージを発信することにつながる」「事態の長期化は労使間の問題にとどまらず、業界全体にも悪影響を及ぼす」「業界全体で一丸となり対峙しなければならない問題が山積している中、協会は一連の対応が、ジャーナリズムの弱体化を助長する行為でもあるとの危機感を持つべきだ」などのメッセージも紹介された。これを受け、協会は組合案に応じられるかどうかを含めて再検討し、4月末までにその可否について考えを示すこととなった。

協会修正案、二次加害への言及削除 当事者まで含めた「口止め」も

協会からは4月24日付で書面が示された。しかし、当該の文言については修正を提案するとし、個人を傷つけたことへの謝罪にとどまっている。「人格や尊厳」の文言は削除され、また、代理人弁護士の言動とそれを黙認した協会事務局幹部らによる二次加害についての一切の記述も消し去られている。都労委に申し立てる以前の22年時点での協会回答から前進のないものとして組合は強く問題視している。さらに協会は、清算条項の中に、組合と当事者が今後、本件に関する協会の一切の行為について、それが違法・不当であると主張しないことを約束するなどとする文言を入れることまで提案。和解協定締結後の組合の言動を制限するばかりか、組合だけでなく退職に追い込まれた当事者も含めて、今後本件協会の言動に関しハラスメントだと言及することなどまで妨げられかねない。一連の事案への真摯な反省がないことも垣間見え、非常に深刻な問題をはらんだ協会の対応だと言える。現状、調査は和解に向けあっせん協議に移行しているが、和解が成立しなければ救済命令に向け再移行することになる。

次回期日は5月29日午後1時半から開かれる。事態は極めて深刻であり、重要な局面を迎えている。労連加盟単組からもあらためて力強い支援をお願いしたい。

救済命令出る前に解決を MICが協会に要請書提出

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）が3月27日に協会を訪れて提出した解決要請書では、23年12月に組合が都労委に救済申し立てをするに至った協会の言動などを不当労働行為としてあらためて問題視した上で「不当労働行為救済命令が出て、それが明るみに出てしまったからでは、後戻りできない。新聞協会のみならず新聞産業の信用は失墜する。組合役員におこなったハラスメントを認め、名誉回復を実施せよという組合の当たり前の要

求を拒み続けるようでは、新聞業界に未来はない」と断じている。「この事件は、新聞社だけでなくメディア業界で働く全ての人々が注目している」とした上で、ハラスメントを認めた上での謝罪、23年6月の団交での二次加害についての謝罪、名誉回復策の実施を要請した。

要請書の提出後、MICはプレスセンタービル前で社前行動を実施。民放労連の岩崎貞明書記次長は「新聞協会がハラスメント事案があり、解決を求める労働組合との団交の席で、さらに協会がハラスメントの上塗りをするような対応をしている。ハラスメントを繰り返している事態については、厳しく猛省した上で早急に解決のテーブルに着いてもらわなければならない」と述べた。MICの大塚博文争議対策委員長（出版労連／元東京都労働委員会労働者委員）は「マスコミ産業が厳しい状況に置かれている中、労使紛争を起こしている状況ではないということを協会に認識してほしい。マスコミ等でハラスメントについていかに許しがたいことなのかということが報道されているが、新聞協会の中でこういった事態が起きていることは本当に許せない」と話した。東京新聞労組の宇佐見昭彦委員長は「新聞協会で働く人の権利、失われた、侵害された人権、当事者が仕事を続けられなくなって辞めてしまったことについてどう考えているのか、あらためてきちんと労組と向き合い、謝罪すべきは謝罪して、ハラスメントをハラスメントとして認め、健全な職場を作るよう態度を改めてほしい」と語った。

MICの西村誠議長（新聞労連中央執行委員長）は「この争議が問うているものは大きく二点で、いずれも憲法で保障された権利の話だ。一つは、団体交渉権を大きく侵害したこと。特に、団交に応じないとか、都合が悪くなったら弁護士を呼んで答えさせるといったことを協会はやってきた。さらに、組合役員に対し非常に深刻な誹謗中傷をした。協会の行為は、憲法をないがしろにするようなものだというをあらためて申し上げたい。もう一点は、組合役員に対するハラスメントだ。ハラスメントは、基本的人権、人格権を阻害する。新聞界は弱い人の立場を守り、そこを書いていく、弱い人の人権を守っていく、そういった記事をたくさん載せている。そうした中、新聞協会が率先して人権侵害をしてどうするのかと、あらためて申し上げたい。和解の中で、辞めざるを得なかった元組合役員の人権を回復する文言をぜひ入れてほしい。そうしないと、皆さんが侵害してしまったこの大きな二つの権利を回復させることはできない。新聞の使命として、権利を守ることをベースにした和解協議をぜひやってほしい」と述べた。

参加者らはその後、協会側にハラスメントを認めるようにと、シュプレヒコールをあげた。MICや労連などの会合では、その後も、協会の対応が問題視され続けている。